

諮詢序：特許庁長官

諮詢日：令和7年9月3日（令和7年（行情）諮詢第985号）、同月8日
(同第1017号) 及び同年10月27日（同第1220号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（行情）答申第840号ないし同第
842号）

事件名：IPDLの廃棄・JPLATPAT開始に関する特定職員の決裁印の
ある文書等の不開示決定（不存在）に関する件

特定期間における特定職員の決裁印のある文書の不開示決定（不存
在）に関する件

特定期間の特定職員の決裁印のある文書の不開示決定（不存在）に
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対
象文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保
有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年12月17日付け2021
0727特許9、令和4年2月3日付け20220104特許11ないし
同14により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行
った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、
併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、
おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1（令和7年（行情）諮詢第985号）

原処分1は、違法かつ不当である。IPDLの廃棄・JPLATPAT
開始は、特許庁の最重要政策である特許情報政策に関するものであり、
文書は作成されているはずである。また、特定日付の新聞記事において
(中略)が明記されており、「IPDLの廃棄・JPLATPAT開始
に関する2012年からの特定職員特定役職Aの決済印のある文書及び
2014年からの特定職員特定役職Bの決済印のある文書」は作成され、
取得されているはずである。

よって、原処分1を取り消すべきであるとの決定を求める。

(2) 原処分2（同第1017号）

原処分2は、違法かつ不当である。即ち、作成の有無・作成年月日・保存期間・廃棄年月日を明確にしていただきたい。1999年～特定役職C時代における特定職員の決済印のある文書のうち、部長や特許技監や長官まで決済印が存在する文書は存在しているはずである。

よって、原処分2を取り消すべきであるとの決定を求める。

(3) 原処分3（同第1220号）

原処分3は、違法かつ不当である。即ち、作成の有無・作成年月日・保存期間・廃棄年月日を明確にしていただきたい。2003年～特定役職D時代における特定職員の決済印のある文書のうち、部長や特許技監や長官まで決済印が存在する文書は存在しているはずである。

よって、原処分3を取り消すべきであるとの決定を求める。

(4) 原処分4（同第1017号）

原処分4は、違法かつ不当である。即ち、作成の有無・作成年月日・保存期間・廃棄年月日を明確にしていただきたい。2009年～特定役職E時代における特定職員の決済印のある文書のうち、部長や特許技監や長官まで決済印が存在する文書は存在しているはずである。

よって、原処分4を取り消すべきであるとの決定を求める。

(5) 原処分5（同第1017号）

原処分5は、違法かつ不当である。即ち、作成の有無・作成年月日・保存期間・廃棄年月日を明確にしていただきたい。2011年～特定役職F時代における特定職員の決済印のある文書のうち、部長や特許技監や長官まで決済印が存在する文書は存在しているはずである。

よって、原処分5を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 質問庁の説明の要旨

質問庁の説明は、各理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。

1 質問の概要

(1) 審査請求人は、法3条に基づき、処分庁に対し、令和3年7月26日付で本件対象文書1、同年12月27日付で本件対象文書2ないし本件対象文書5の開示を求める行政文書開示請求（以下、「本件開示請求1」ないし「本件開示請求5」といい、併せて「本件各開示請求」という。）を行い、処分庁は、同年7月27日付で本件開示請求1、令和4年1月4日付で本件開示請求2ないし本件開示請求5をそれぞれ受理した。

(2) 本件各開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書1を不開示とする決定（原処分1）を令和3年12月17日付で、本件対象文書2ないし本件対象文書5を不開示とする各決定（原処分2ないし原処分5）を令

和4年2月3日付けでそれぞれ行った。

- (3) 原処分1ないし原処分5に対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、諮問庁に対して、令和4年3月22日付けで原処分1、同年5月6日付けで原処分2ないし原処分5に係る審査請求（以下、順に「本件審査請求1」ないし「本件審査請求5」といい、併せて「本件各審査請求」という。）をそれぞれ行い、諮問庁は、同年3月28日付けで本件審査請求1、同年5月9日付けで本件審査請求2ないし本件審査請求5をそれぞれ受理した。
- (4) 本件各審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件各審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件各審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

- (1) 本件開示請求1に対し、処分庁は、令和3年12月17日付けで、本件対象文書1の全部を不開示とする原処分1を行った。当該文書を不開示とした理由は、作成も取得もしておらず保有していないためである。
- (2) 本件開示請求2に対し、処分庁は、令和4年2月3日付けで、本件対象文書2の全部を不開示とする原処分2を行った。当該文書を不開示とした理由は、特許庁では、開示請求時点において保有しておらず、当該文書が作成されていたとしても、平成14年度以前に作成されたと考えられる。そのため、担当部署の、平成15年度の行政文書ファイル管理簿を確認したところ、本件対象文書2を格納していた可能性のある行政文書ファイルの存在を確認できたが、当該行政文書ファイルはいずれも保存期間を満了し廃棄されていたことから、内容を確認することができなかった。
- (3) 本件開示請求3に対し、処分庁は、令和4年2月3日付けで、本件対象文書3の全部を不開示とする原処分3を行った。当該文書を不開示とした理由は、特許庁において、作成も取得もしておらず保有していないため、不開示とした。
- (4) 本件開示請求4に対し、処分庁は、令和4年2月3日付けで、本件対象文書4の全部を不開示とする原処分4を行った。当該文書を不開示とした理由は、特許庁では、開示請求時点において保有しておらず、当該文書が作成されていたとしても、平成23年度以前に作成されたと考えられる。そのため、担当部署の平成24年度の行政文書ファイル管理簿を確認したところ、本件対象文書4を格納していた可能性のある行政文書ファイルの存在を確認できたが、当該行政文書ファイルはいずれも保存期間を満了し廃棄されていたことから、内容を確認することができなかった。

(5) 本件開示請求5に対し、処分庁は、令和4年2月3日付けで、本件対象文書5の全部を不開示とする原処分5を行った。当該文書を不開示とした理由は、特許庁では、開示請求時点において保有していないためである。なお、本件開示請求5の請求内容にある特定役職Fについて、当該名称の役職は存在しないことから、特定役職Gの誤記であると解し当該文書の検索を行った。当該文書が作成されていたとしても、平成23年度以前に作成されたと考えられる。そのため、担当部署の、平成24年度の行政文書ファイル管理簿を確認したところ、本件対象文書5を格納していた可能性のある行政文書ファイルの存在を確認できたが、当該行政文書ファイルはいずれも保存期間を満了し廃棄されていたことから、内容を確認することができなかった。

(6) 本件対象文書2、本件対象文書4及び本件対象文書5について、担当部署の書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、該当文書の存在は確認できなかったため、不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

(1) 原処分1のとおり、本件対象文書1については特許庁において、作成も取得もしておらず保有していないため不開示とする。

(2) 本件対象文書2について、特許庁では、開示請求時点において保有しておらず、当該文書が作成されていたとしても、平成14年度以前に作成されたと考えられる。そのため、担当部署の平成15年度の行政文書ファイル管理簿を確認したところ、当該文書を格納していた可能性のある行政文書ファイルの存在を確認できたが、当該行政文書ファイルはいずれも保存期間を満了し廃棄されていたことから、内容を確認することができなかった。

(3) 本件対象文書3は特許庁において作成も取得もしておらず、保有していない。

(4) 本件対象文書4について、特許庁では、開示請求時点において保有しておらず、当該文書が作成されていたとしても、平成23年度以前に作成されたと考えられる。そのため、担当部署の平成24年度の行政文書ファイル管理簿を確認したところ、当該文書を格納していた可能性のある行政文書ファイルの存在を確認できたが、当該行政文書ファイルはいずれも保存期間を満了し廃棄されていたことから、内容を確認することができなかった。

(5) 本件対象文書5について、原処分5では上記2(5)の旨を記載しているが、改めて検討した結果、当該文書が作成されていた場合、その時期は平成24年以前と考えられるため、担当部署の平成25年度の行政文書ファイル管理簿も探索したが、不存在であることは変わらず、原処分は結論において妥当である。

(6) 改めて担当部署において、書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書2、本件対象文書4及び本件対象文書5の存在は確認できなかった。よって当該各文書は、特許庁では、開示請求時点において保有していないため、不開示とする。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件各審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和7年9月3日	諮問の受理（令和7年（行情）諮問第985号）
② 同日	諮問庁から理由説明書を收受（同上）
③ 同月8日	諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1017号）
④ 同日	諮問庁から理由説明書を收受（同上）
⑤ 同年10月27日	諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1220号）
⑥ 同日	諮問庁から理由説明書を收受（同上）
⑦ 令和8年1月20日	令和7年（行情）諮問第985号、同第1017号及び同第1220号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、当該各文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の3のとおり説明する。また、本件対象文書のうち作成も取得もしておらず保有していないとする本件対象文書1及び本件対象文書3について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書1は、仮に作成していたとしても、平成28年度（行情）答申第518号（以下「先例答申」という。）に係る対象文書に含まれるものと考えられ、いずれにせよ、本件開示請求1の

時点では特許庁において保有していない。

イ 本件対象文書3は、特許庁以外の組織における特定職員の決裁印のある文書を求めるものであり、特許庁において当該文書を取得する理由がない。

(2) 本件対象文書1は、先例答申に係る対象文書とは請求文言が異なるものの、いずれも「IPDLの廃棄（廃止）・JPLATPAT開始」に関する文書を求めるものであると認められる。これを踏まえ、当審査会において改めて審議したところ、本件対象文書1の保有の有無について、先例答申における判断を変更すべき事情の変化は認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりであり、その内容は、先例答申と同旨である。

(3) 本件対象文書3に関する上記(1)イの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

(4) 本件対象文書2、本件対象文書4及び本件対象文書5に関する上記第3の3(2)、(4)及び(5)に関する諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、同(6)の探索の範囲も不十分とはいえない。

(5) したがって、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに、それぞれ、約3年5か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙1 本件対象文書

1 本件対象文書1

インターネットで配信されている特定記事Aにおいて

『「（前略）特定職員をよく知る同庁幹部は「それが特定職員の気持ちであり、長官も共有したのでは」と話す。特定職員はかつて「大変だった特定部署を乗り越えられたのは、庁内の仲間だけではなく、庁外の人たちも助けてくれたからだ」としみじみ語っていた。（後略）」』旨記載されているが、（中略）平成24年1月システム化失敗を乗り越えられたことを立証する文書を探索してください。（特に、IPDLの廃棄・JPLATPAT開始に関する2012年からの特定職員特定役職Aの決済印のある文書及び2014年からの特定職員特定役職Bの決済印のある文書）

「特定職員の経歴（記載省略）」

2 本件対象文書2

特定雑誌の特定記事Bのなかで、特許庁職員の特定職員の略歴が次のように記載されているが、このなかの1999年～特定役職C時代における特定職員の決済印のある文書。

「特定職員の経歴（記載省略）」

3 本件対象文書3

特定雑誌の特定記事Bのなかで、特許庁職員の特定職員の略歴が次のように記載されているが、このなかの2003年～特定役職D時代における特定職員の決済印のある文書。

「特定職員の経歴（記載省略）」

4 本件対象文書4

特定雑誌の特定記事Bのなかで、特許庁職員の特定職員の略歴が次のように記載されているが、このなかの2009年～特定役職E時代における特定職員の決済印のある文書。

「特定職員の経歴（記載省略）」

5 本件対象文書5

特定雑誌の特定記事Bのなかで、特許庁職員の特定職員の略歴が次のように記載されているが、このなかの2011年～特定役職F時代における特定職員の決済印のある文書。

「特定職員の経歴（記載省略）」

別紙2 先例答申

第1 審査会の結論

「平成22年末頃に行われた民主党内閣による事業仕分けにおいて、平成27年からの新システム（特許庁総合基盤システム又は特許庁新検索システム）稼働により、特許庁の特許電子図書館（IPDL）が廃止されることになったが、この新システム及び特許電子図書館廃止に関する行政文書」（以下「対象文書①」という。）及び「平成24年1月に新システム開発が頓挫したが、この新システム開発頓挫に伴う上記特許電子図書館廃止計画の見直しに関する行政文書」（以下「対象文書②」といい、対象文書①と併せて「対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第5 審査会の判断の理由

2 対象文書①の保有の有無について

（1）対象文書①の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許電子図書館は、平成11年3月からインターネットを通じて産業財産権関連情報等の無料提供を実施しているデータベースであり、平成16年10月に、特許庁から独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）に移管された。

イ 平成21年10月29日改定の「特許庁業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）において、産業財産情報の対外提供については、「特許庁運営基盤システムの構築後（平成27年1月目途）は、本計画に基づき達成する様々な情報は全てインターネット上の一つのポータル（窓口）から入手できるようするサービスの提供を実施する」とされた。

ウ 平成22年4月19日、経済産業省は、「経済産業省所管独立行政法人の改革について」を公表し、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムが稼働すれば、特許庁データベースからリアルタイムで特許情報の提供が可能となることから、その段階でINPITの事業としては廃止する。」とした。

エ 平成22年10月29日に行われた内閣府行政刷新会議ワーキンググループ「事業仕分け」（以下「事業仕分け」という。）において、特許庁長官及び同庁総務部長が出席し、特許特別会計の事業に関するヒアリング等が行われた。特許電子図書館事業については、上記ウに基づき説明がなされ、「平成27年度の新システム移行に合わせて廃止」との評価結果に至った。

平成22年12月7日付けで閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）では、上記評価結果に基づき、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、INPITの事業としては廃止する。」とされ、その実施時期は平成26年度中とされた。

オ 上記イの「最適化計画」及び上記ウの「経済産業省所管独立行政法人の改革について」は経済産業省のホームページに掲載されているところ、特許庁において、最適化計画に関する文書は、平成22年4月1日作成の行政文書ファイル「最適化計画（21年度）」につづられていたが、当該ファイルは、保存期間5年で、平成27年3月31日保存期間満了により廃棄されており、念のため、特許庁の関係部署において書庫、書架等の探索を行ったが、当該文書の存在は確認できなかった。また、経済産業省所管独立行政法人の改革に関する文書については、行政文書ファイル管理簿及び特許庁の関係部署の書庫、書架等の探索を行ったが、その存在が確認できなかったため、保存期間1年未満の文書として廃棄したと考えられる。

上記エの事業仕分けに関する文書は、平成23年4月1日に作成された行政文書ファイル「第3期中期目標」につづられていたが、当該ファイルは保存期間5年で、平成28年3月31日保存期間満了により国立公文書館へ移管されており、特許庁では当該文書を保有していない。念のため、関係部署において書庫、書架等の探索を行ったが、当該文書の存在は確認できなかった。

（2）当審査会事務局職員をして、最適化計画及び「経済産業省所管独立行政法人の改革について（平成22年4月19日）」が掲載されている経済産業省のホームページ並びに基本方針が掲載されている内閣府のホームページについて、それぞれ、その内容を確認させたところ、特許電子図書館廃止についての経緯等は、諮問庁の上記（1）イないしエの説明のとおりであり、特許電子図書館の廃止は、特許庁の新システムの構築を前提に計画されたものであったと解することができる。

したがって、最適化計画に関する文書、経済産業省所管独立行政法人の改革に関する文書及び事業仕分けに関する文書は、対象文書①に該当すると認められるので、以下、これらの文書の開示請求時点における保有の有無について検討する。

ア 経済産業省所管独立行政法人の改革に関する文書については、諮問庁の上記（1）オの説明に特段不自然、不合理な点はなく、他に同文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において同文書を保有しているとは認められない。

イ 最適化計画に関する文書及び事業仕分けに関する文書については、

諮問庁から行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、下記3（1）に述べる事情により、諮問庁の上記（1）の説明のとおり、最適化計画に関する文書は平成27年3月31日に廃棄され、また、事業仕分けに関する文書は平成28年3月31日に国立公文書館へ移管されており、本件開示請求がされた平成25年8月2日時点では、特許庁において保有していたものと考えられることから、本来であればこれらの文書を特定して開示決定等をすべきであった。

しかしながら、現時点では、特許庁において、最適化計画に関する文書及び事業仕分けに関する文書を保有しているとは認められないことから、これらの文書を保有していないとして不開示とした原処分は、結論において妥当であるといわざるを得ない。

3 対象文書②の保有の有無について

（1）対象文書②の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許庁は、平成24年1月に、業務・システム最適化に係る新事務処理システムの開発を中止したため、最適化計画は中断された。

そのため、平成25年3月15日付で、特許庁システムを刷新し、システム構造の抜本的見直しを進めるとした新たな最適化計画を作成し、経済産業省のホームページにおいて公表したが、「現行のIPDLについては平成22年12月の閣議決定を踏まえて対応する。」とされ、新システムの開発中断に伴い、特許電子図書館廃止の見直しは行われていない。

イ INPIは、平成25年度計画において、「基本方針及び最適化計画（平成25年3月15日）を踏まえ、特許電子図書館事業の廃止後に出願人などのユーザーにインターネットを利用して工業所有権情報を切れ目なく提供する新たなサービスの準備を進める」とし、平成27年3月20日、特許電子図書館のサービスを停止し、同月23日に新サービス（特許情報プラットフォーム）の提供を開始した。

（2）当審査会事務局職員をして、経済産業省及びINPIのホームページにおいて、最適化計画（平成25年3月15日）及び上記INPIの平成25年度計画等を確認させたところ、特許電子図書館廃止の見直しは行われておらず、INPIにおいて、平成26年度に特許電子図書館は廃止されていることから、諮問庁の上記（1）の説明は首肯でき、特許庁において、対象文書②に該当する文書を保有しているとは認められない。